

## 後期高齢者医療制度の医療費の患者負担

### 医療費の患者負担

保険医療機関に自己負担額（一部負担金）と、入院時の標準負担額（食事療養費・生活療養費）を支払うことにより医療を受けることができます。

区 分	患者負担の割合
現役並み所得者	3割
一定以上の所得のある方	2割
一般所得者	1割
低所得者	1割

※65歳～74歳で一定の障害の状態にあって、後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方を含みます。

### 医療費の自己負担限度額

適用区分	自己負担限度額（月単位）	多数該当
現役並みⅢ	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円
現役並みⅡ	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
現役並みⅠ	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円

適用区分	個人単位(外来のみ)	世帯単位
一般	18,000円 (年間上限：144,000円)	57,600円 (多数該当：44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※多数該当：過去12カ月以内に3回以上限度額に達した場合、4回目からの限度額が下がります。

## 入院時食事療養の標準負担額

適用区分		標準負担額（一食）
一般（指定難病患者等・精神病床入院患者以外）		510 円
一般	指定難病患者等	300 円
	精神病床入院患者	260 円
低所得Ⅱ	過去 1 年間の入院日数が 90 日以内	240 円
	過去 1 年間の入院日数が 90 日超	190 円
低所得Ⅰ		110 円

## 入院時生活療養費の標準負担額

適用区分			標準負担額	
			食費 （一食）	居住費 （一日）
一般	入院時生活療養費（Ⅰ）医療機関		510 円	370 円
	入院時生活療養費（Ⅱ）医療機関		470 円	
一般	重篤な病状又は集中的治療を要する者等	入院時生活療養費（Ⅰ）医療機関	510 円	
		入院時生活療養費（Ⅱ）医療機関	470 円	
指定難病患者		300 円	0 円	
低所得Ⅱ			240 円	370 円
低所得Ⅱ	重篤な病状又は集中的治療を要する者等	90 日までの入院	240 円	
		90 日を超える入院	190 円	
低所得Ⅱ	指定難病者	90 日までの入院	240 円	
		90 日を超える入院	190 円	
低所得Ⅰ			140 円	370 円
低所得Ⅰ	重篤な病状又は集中的治療を要する者等		110 円	
	老齢福祉年金受給者・指定難病患者・境界層該当者		110 円	0 円